

市会議員用駐車スペースの利用に関する取扱い

1 趣 旨

令和7年5月23日開催の市会運営委員会において、市会議員用駐車スペースの適切な利用を進めていくための検討について議長から提案があり、市会運営委員会で検討することが決定されたため、その対応について協議する。

2 運用・対応(案)

○市会議員用駐車スペースの適切な利用を進めるため、令和7年10月1日から、次のとおり運用することとする。

- ・市会議員用駐車スペースは、利用登録を行った議員に対して各1台（登録車両）分の駐車スペースを割り当てる。
- ・市会議員用駐車スペースの日をまたぐ利用は行わないこととし、宿泊を伴う視察等のため日をまたぐ利用が必要な場合は、議会局に届け出るものとする。
- ・専ら政党活動・選挙活動・後援会活動等の政治活動や私人としての活動を行うことのみを目的とする場合、市会議員用駐車スペースの利用は行わないこととする。

○市会議員用駐車スペースは、利用登録を行った議員数分の区画のみを使用し、その他の区画の取扱いは、庁舎管理者と調整する。